

公益財団法人 日本サッカー協会  
2016 年度 第 12 回理事会

## 協議事項

1	<p>臨時評議員会開催の件</p> <p>以下の通り、臨時評議員会を開催したい。</p> <p>1. 開催日時：12月23日（金・祝）13:00～</p> <p>2. 会 場：日本サッカー協会 4F 会議室</p> <p>3. 議 題：(1)協議事項</p> <p style="padding-left: 2em;">①評議員4名選任の件</p> <p style="padding-left: 2em;">②理事2名選任の件</p> <p>(2)報告事項</p> <p style="padding-left: 2em;">①2017年度 事業計画の件</p> <p style="padding-left: 2em;">②2017年度 予算の件</p>
2	<p>「プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関する規則」改正の件</p> <p><b>（協議）資料No.1</b></p> <p>2016年10月21日付で、Jリーグより外国籍選手の登録人数に関する規則についての変更の要望があったことを受け、「プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関する規則」を改正したい。</p> <p>&lt;Jリーグからの要望の概要&gt;</p> <p>一つのチームに登録可能な外国籍選手の人数に関する規定につき、以下の通り変更する。</p> <p>現行規則：</p> <p style="padding-left: 2em;">特段の制約の無い外国籍選手の登録人数は3名までとし、これに、アマチュア選手、20歳未満のプロC契約選手、アジアの国籍の選手（1名のみ）又はJリーグが別途定める国の国籍の選手のうちから2名を加えた最大5名の外国籍選手が登録可能となる。</p> <p>変更後：</p> <p style="padding-left: 2em;">特段の制約の無い外国籍選手を最大5名まで登録可能とする。これに加え、Jリーグが別途定める国の国籍の選手については外国籍選手に関する登録数の制限を設けないものとする。</p> <p>また、上記の他に、女子選手に関する項目について実運用上不明確な部分があるため、同規則を改正することとする。</p> <p>改正点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女子選手の適用除外条項を明記</li> </ul> <p>施行日：2017年2月1日</p>

## 3 2017年度・2018年度の登録還元金／各種補助金の件

- (協議) 資料No.2① 47FA 一括補助金 交付要項  
 (協議) 資料No.2② 2017年度 47FA 一括補助金 限度額

2017年度・2018年度について、これまで都道府県サッカー協会に交付していた登録還元金及び各種補助金を「47FA 一括補助金」として、以下の通り一括交付したい。

## (1) 「47FA 一括補助金」への変更の主旨

- ① 各 FA が自らビジョンを描き、計画し、実行しながら自立的な発展をしていけるよう、各 FA が登録料収入という安定的な自主財源を中長期的に確保できる制度としたい。
- ② JFA から 47FA への各種補助金も含めたこれまでの登録還元率は、総額ベースでは 100% を超えていた。一方、47FA を個別に見ると、還元率が 50% に満たない FA もあり、大都市圏の FA が人口規模の少ない FA を支える構造となっていた。近年、日本代表の活躍等で JFA 全体のマーケティング収入も増えたため、大都市圏の FA に代わり、JFA が人口規模の少ない FA をサポートするような形にしたい。
- ③ 今回の変更により、主に大都市圏の FA の補助金額が増えるが、こうした地域ほど一登録者あたりのグラウンド面積が極端に狭い。大都市圏の FA は、サッカーファミリーの増加に向けた伸びしろも大きく、新たなグラウンドの確保なども含め、増額する自主財源でより一層の普及活動に努めていただきたい。一方、人口規模の小さい FA に対しても、JFA の更なるマーケティング努力等により、2016 年度よりも補助金額が少しでも増額となるよう継続支援する。
- ④ JFA と 47FA 間の事務効率化に向けて、JFA の各部署から交付していた各種補助金を一括交付とし、使途報告の窓口、期日、様式等を揃える。

## (2) 現状の各種補助金と「47FA 一括補助金」の変更点の概要

	2016 年度	2017 年度・2018 年度 (案)
還元金・補助金の交付方法	登録還元金＋個別補助金	一括補助金
47FA 補助金の総額	20.5 億円	23.9 億円
47FA 補助金の金額幅	3,281 万円～8,407 万円	3,412 万円～1 億 6,021 万円
登録料収入に対する還元率	100.6%	117.1%
都道府県別の還元率幅	39.4%～293.9%	75.0%～303.9%
変更により増加となる FA 数	—	全ての FA
1,000 万円以上の増加	—	8FA
500～999 万円の増加	—	4FA
250～499 万円の増加	—	15FA
100～249 万円の増加	—	20FA

## (3) 「47FA 一括補助金」として一括交付となる各種補助金

所管部署	支援金・補助金名	金額規模 (2016 年予算ベース)
47FA 担当部	公益目的事業活動支援金	2,253 万円～7,308 万円
	基盤強化支援金	各 FA 一律 1,000 万円

技術部	モデル地区トレセン	0～64万円
	エリート補助金	北海道 300万円、他 FA 一律 240万円
	リーグ支援	310～630万円
審判部	都道府県審判トレセン	北海道 80万円、他 FA 一律 20万円
	都道府県審判トレセン(女子)	北海道 32万円、他 FA 一律 8万円
競技運営部	高校選手権	40～137万円
	全日本少年大会	北海道 80万円、他 FA 一律 20万円
	全日本フットサル	北海道 40万円、沖縄 30万円、他 FA 一律 10万円
グラスルーツ 推進部	JFA キッズ サッカーフェスティバル	北海道 360万円、他 FA 一律 120万円
	JFA レディース/ガールズフェスティバル	北海道 360万円、他 FA 一律 90万円
	JFA ファミリーフットサルフェスティバル	北海道 360万円、他 FA 一律 90万円
	JFA フットボールデー	北海道 120万円、他 FA 一律 30万円

## (4) 「47FA 一括補助金」の算出方法

各 FA の「47FA 一括補助金」の算出方法を、以下のとおり、変更したい。

$$\boxed{\text{①登録基本還元金}} - \boxed{\text{②登録関連費用負担}} + \boxed{\text{③減額補填}} + \boxed{\text{④地域特性特別補助}} + \boxed{\text{⑤追加支援}}$$

## [算出方法詳細]

①登録基本還元金	各 FA が納める JFA 登録料(※1)の 80%相当額
②登録関連費用負担	各 FA が納める JFA 登録料(※1)の 5%を 47FA が負担
③減額補填	2016 年度の補助金総額と比較し、減額分を補填
④地域特性特別補助	地域特性への特別補助
⑤追加支援	各 FA が納める JFA 登録料(※1)の 10%追加支援(※2)

※1：「各 FA が納める JFA 登録料」は、当該年度補助金の前前年度を基準とする。

※2：「⑤追加支援」は、現状の還元率が 70%以上の FA を対象とする。

## (5) 47FA 一括補助金交付要項

別添資料のとおり。

## (6) 2017 年度 47FA 一括補助金 限度額

別添資料のとおり。

## (7) 「JFA サッカー施設整備助成金交付要項」の改定

上記「(5) 47FA 一括補助金交付要項」に定める「6. 「47FA 一括補助金」の充当配分」に記載の「47FA 一括補助金」の「④施設整備費留保」への用途を認めることに伴い、「JFA サッカー施設整備助成金交付要項」の第 4 条を、以下のとおり、改定する。

[JFA サッカー施設整備助成金 交付要項]

## 【旧】

(期間及び予算枠)

第4条 この助成金の「助成対象事業」の実施期間は、2015年1月から2022年12月までの8年間とする。

2 この助成金の財源は8年間で総額48億5,000万円とし、前条に掲げた①から③にあてはまる事業に対して各地域及び都道府県に以下の①から②のとおり予算枠を配分する。

- ① 各都道府県に8年間で1億円(合計47億円)を配分する。
- ② 上記①号に加え、東日本大震災被災3県(岩手・宮城・福島)に対して8年間で各県5,000万円(合計1億5,000万円)を配分する。

## 【新】

(期間及び予算枠) 超える

第4条 この助成金の「助成対象事業」の実施期間は、2015年1月から2022年12月までの8年間とする。

2 この助成金の財源は8年間で総額48億5,000万円とし、前条に掲げた①から③にあてはまる事業に対して、各地域及び都道府県に以下の①から③のとおり予算枠を配分する。

- ① 各都道府県に8年間で1億円(合計47億円)を配分する。
- ② 上記①号に加え、東日本大震災被災3県(岩手・宮城・福島)に対して8年間で各県5,000万円(合計1億5,000万円)を配分する。

- ③ 「47FA 一括補助金交付要項(2017年度・2018年度版)」に基づき、都道府県サッカー協会が当該補助金を施設整備費留保の申請を行い、それをJFAが認めた場合、その留保金額は「JFAサッカー施設整備助成金」における当該都道府県の予算枠とする。

※下線部分を追加

## 4 平成28年北海道・岩手台風被害に対する支援の件

平成28年8月16日から9月1日にかけて一連の気象現象としての台風第7号、台風第11号、台風第9号及び台風第10号により全国各地に甚大な被害がもたらされた。

このとき、東北地方から北海道地方を中心に西日本から北日本にかけて広い範囲で大雨となり、岩手県宮古市では最大瞬間風速が37.7メートル、北海道せたな町で36.5メートルなど東日本から北日本では暴風となり、海は猛烈なしけとなったところがあった。この影響で河川が氾濫し、河川敷サッカー施設、隣接する屋外スポーツ施設にも甚大な被害(グラウンドの冠水、備品の流出等)が発生した。

内閣府は、北海道空知郡南富良野町並びに岩手県宮古市、久慈市及び下閉伊郡岩泉町の4市町に対し激甚災害(局激)指定を適用した。

## 【被害状況】

&lt;北海道&gt;

- 死者2名、行方不明者2名、負傷者2名、家屋の全壊30軒、半壊91軒
- 河川敷サッカー場 **合計31面** 冠水泥土堆積・備品等流失破損
  - ・十勝河川敷サッカー場(一般グラウンド4面、少年用グラウンド7面)
  - ・帯広市札内川河川敷サッカー場(一般グラウンド5面)

- ・幕別町札内川河川敷サッカー場（一般グラウンド5面）
- ・音更川河川敷サッカー場（一般グラウンド4面）
- ・利別川河川敷サッカー場（一般グラウンド2面、少年用グラウンド4面）

□被害に遭っていない残りの施設と代替地を探している状況。各カテゴリーブロック大会と全道大会は別地区での開催に振替ることが検討されている。被害に遭った上記施設の復旧の目処も不透明で、代替地の確保も未だ十分ではない状況。

<岩手>

- 死者 20 名、行方不明者 3 名、負傷者 4 名、家屋の全壊 472 軒、半壊 2,281 軒
- 陸上競技場、河川敷グラウンド、公園サッカー場、**合計4面** 冠水泥土堆積・備品等流失破損
  - ・ふれあいらんど岩泉（陸上トラック内芝生グラウンド1面）
  - ・へいがわ老木公園（一般グラウンド2面）
  - ・閉伊川河川敷グラウンド（サッカー場1面、ラグビー場1面）
- 復旧の目処が立っていない陸上競技場、来年秋頃に復旧の目処が立っている公園、すでに利用が再開されている河川敷グラウンドがある状況。

上記施設はすべて自治体所有地であり、自治体に対しグラウンド復旧工事、備品再設置を北海道サッカー協会、岩手県サッカー協会が働きかけている。自治体所有物以外で、道・県サッカー協会や地区サッカー協会が何年もかけて備え付けたゴール、テント、芝刈り機等々の備品も流失破損の被害を受けている。

被害を受けた地域のサッカーファミリーにいち早くサッカー環境回復の支援をするために、以下の通りサッカー関連備品を提供（寄付）することとしたい。

- ・北海道 **200万円相当額**の一般用ゴールもしくは少年用ゴール  
※代替地が決まり次第寄付先を決定する。
- ・岩手県 **100万円相当額**の一般用ゴールもしくは少年用ゴール  
※施設所有者である宮古市（へいがわ老木公園）及び岩手県教育委員会（閉伊川河川敷グラウンド）へ寄付する。

#### 【過去の台風等被害における支援実績（国内）】

(1) 2014 年 7 月・8 月全国各地で発生した豪雨被害(大雨災害)

- ①義援金として、広島市に **200万円を寄付**
- ②国際試合会場で、募金活動を実施
  - ・キリンチャレンジカップ 2014 年 9 月 5 日(北海道札幌市/札幌ドーム)  
64,222 円を北海道礼文郡礼文町に寄付
  - ・キリンチャレンジカップ 2014 年 9 月 9 日(神奈川県横浜市/横浜国際総合競技場)  
116,219 円を広島市に寄付
  - ・なでしこジャパン WORLD MATCH 9 月 13 日(山形県山形市/ND ソフトスタジアム山形)  
224,867 円を山形県南陽市に寄付

(2) 2015 年 9 月関東・東北豪雨被害

- ①茨城県(保健体育課)にスポーツ施設修復に充てるため、**200万円を寄付**

## 5 日本人指導者海外派遣の件

## (協議) 資料No.3

下記各国サッカー協会からの要請を受け、アジア貢献事業の一環として下記指導者、派遣先協会との契約更新をお諮りしたい。

<契約更新>

各協会からの契約更新の打診を受け、各協会及び各指導者と更新に合意したため。

- ① 派遣指導者： 壺岐 洋治 (いき ようじ)  
派遣先協会： モンゴルサッカー連盟 (MFF)  
資格： JFA A級コーチジェネラルライセンス (2005年取得)  
役職： U-14・U-17女子モンゴル代表監督  
契約期間： 2017年2月1日～2018年1月31日  
費用負担： [JFA] 給与および傷害保険料  
[MFF] 住居・自動車、日本-モンゴル間の航空券  
略歴： 添付別紙のとおり
- ② 派遣指導者： 井上 和徳 (いのうえ かずのり)  
派遣先協会： カンボジアサッカー連盟 (FFC)  
資格： JFA A級コーチジェネラルライセンス (2000年取得)  
役職： カンボジアアカデミーヘッドコーチ兼U-17及びU-15代表監督  
契約期間： 2017年2月1日～2018年1月31日  
費用負担： [JFA] 給与および傷害保険料  
[FFC] 住居・自動車、日本-カンボジア間の航空券  
略歴： 添付別紙のとおり
- ③ 派遣指導者： 小原 一典 (おはら かずのり)  
派遣先協会： カンボジアサッカー連盟 (FFC)  
資格： スペインサッカー連盟コーチングライセンス レベル3  
(プロ監督資格) (2003年取得)  
JFA C級コーチライセンス (2004年取得)  
役職： 技術委員長  
契約期間： 2017年2月1日～2018年1月31日  
費用負担： [JFA] 給与および傷害保険料 (国際交流基金による助成案件)  
[FFC] 住居・自動車、日本-カンボジア間の航空券  
略歴： 添付別紙のとおり
- ④ 派遣指導者： 行徳 浩二 (ぎょうとく こうじ)  
派遣先協会： ネパールサッカー連盟 (ANFA)  
資格： JFA S級コーチライセンス (2002年取得)

役 職： ネパール代表監督  
 契約期間： 2017年2月1日～2018年1月31日  
 費用負担： [JFA]傷害保険料  
 [ANFA]給与、住居、国内移動車両、日本-ネパール間の航空券  
 略 歴： 添付別紙のとおり

⑤ 派遣指導者： 武田 千秋（たけだ ちあき）  
 派遣先協会： ネパールサッカー協会（ANFA）  
 資 格： JFA A級コーチジェネラルライセンス（2005年取得）  
 役 職： 技術委員長  
 契約期間： 2017年2月1日～2018年1月31日  
 費用負担： [JFA] 給与および傷害保険料  
 [ANFA]住居、国内移動車両、日本-ネパール間の航空券  
 略 歴： 添付別紙のとおり

⑥ 派遣指導者： 埴田淳（はにた あつし）  
 派遣先協会： ブータンサッカー連盟（BFF）  
 資 格： JFA GK-A級コーチライセンス（2014年取得）  
 JFA GK-C級インストラクター（2013年取得）  
 役 職： ブータン代表 GK コーチ  
 契約期間： 2017年1月1日～2017年12月31日  
 費用負担： [JFA]給与、傷害保険料  
 [BFF]住居費、自動車、日本-ブータン間の航空券  
 略 歴： 添付別紙のとおり

⑦ 派遣指導者： 藤原 孝雄（ふじわら たかお）  
 派遣先協会： ブルネイ・ダルサラームサッカー協会（NFABD）  
 役 職： U-18 ブルネイ・ダルサラーム代表監督  
 資 格： JFA A級コーチジェネラルライセンス（2014年取得）  
 契約期間： 2017年2月1日～2018年1月31日  
 費用負担： [JFA] 給与、傷害保険料（国際交流基金による助成案件）  
 [NFABD] 住居、国内移動車両、日本-ブルネイ間の航空券  
 略 歴： 添付別紙のとおり

※資格名は現在の名称

## 6 U-16/17 日本女子代表ナショナルコーチングスタッフの件

### （協議）資料No.4

AFC U-16 女子選手権 2017、及び、FIFA U-17 女子ワールドカップ 2018 を目指す U-16/U-17 日本女子代表ナショナルコーチングスタッフを以下の通り選任したい。

	<p>U-16 日本女子代表監督： 楠瀬 直木(くすのせ なおき)※継続  U-16 日本女子代表コーチ： 宮本 ともみ(みやもと ともみ)  U-16 日本女子代表 GK コーチ： 小林 忍(こばやし しのぶ)※継続</p>
7	「福島復興支援プログラム（仮称）」の策定の件
	<p>JFA は福島の復興支援に一層の力を注ぐこととし、復興支援委員会が中心となって Jリーグ・なでしこリーグ・日本プロサッカー選手会（JPFA）・Jリーグ選手 OB 会・福島県サッカー協会等に働きかけた上で、2017 年 2 月末を目途に、関連団体との協働による「福島復興支援プログラム（仮称）」を策定することとしたい。</p>
8	JFA トレセン認定制度の件
	<p><b>（協議）資料No.5</b></p> <p>JFA トレセン認定制度を制定したい。</p> <p>目 的： 全国各地で実施されているトレセン活動の更なる質の向上を目指し、一定の基準を満たしたトレセンに対し JFA トレセン認定を付与することにより、漏れのない選手の発掘・育成、認定された指導者を通じてのレベルの底上げと JFA の方向性・指針の発信、プレー環境の安心安全を高めることを目的とする。</p> <p>開始期間：2017 年 4 月 1 日</p> <p>&lt;実施の背景&gt;</p> <p>現在全国各地にてトレセン活動は活発に行われているが、一部のトレセン活動において無資格指導者による指導、十分に安全対策や暴力根絶対策が施されていない状況、適切な運営がなされていないトレセン活動の報告がなされている。</p> <p>JFA として統一した基準を制定し、トレセン活動の質の向上を図りたい。</p>
9	第 97 回天皇杯全日本サッカー選手権大会開催日程及びベストアマチュアシードの件
	<p>第 97 回天皇杯全日本サッカー選手権大会は、以下の日程で開催したい。</p> <p>また、都道府県選手権参加を免除する「ベストアマチュアチーム」は、日本フットボールリーグ（JFL）が選出する「Honda FC」とすることとしたい。</p> <p>(1)日程</p> <p>1 回戦： 2017 年 4 月 22 日（土）、4 月 23 日（日）</p> <p>2 回戦： 6 月 21 日（水）</p> <p>3 回戦： 7 月 12 日（水）</p> <p>ラウンド 16(4 回戦)： 9 月 20 日（水）</p> <p>準々決勝： 10 月 25 日（水）</p> <p>準決勝： 12 月 23 日（土・祝）</p> <p>決 勝： 2018 年 1 月 1 日（月・祝）</p> <p>* 2015 年 5 月期の理事会において、2017 シーズン以降の日程にかかる「基本的な考え方（下</p>

記)」を確認した。1回戦の平日開催については、様々な課題を解決する必要が出てきたため、基本的な考え方を維持しつつ、1回戦についてのみ土日に開催する。

(2) ベストアマチュアチーム

JFL 選出チーム： 「Honda FC」

- \* 都道府県選手権参加を免除する「ベストアマチュアチーム」を、JFL が選出する 1 チームとすることは、11 月 JFA 理事会承認済み。

<2017 年シーズンからの天皇杯全日本サッカー選手権大会日程「基本的な考え方」>

(2015 年 5 月期理事会承認)

- (1) 開幕を現在の 8 月下旬頃から 4 月に移行し、準決勝は年末に、決勝は元日に開催する。
- (2) 原則として平日に開催し、国際マッチデーには開催しない。
- (3) 出場チーム数は、88 とする。
  - ① 開催年 の J1、J2 チーム (40) \*2016/10 理事会にて改正
  - ② 47 都道府県選手権の優勝チーム (47)
  - ③ ベストアマチュアチーム (1)
- (4) 大会は、7 回戦制で実施する。
  - ① 47 都道府県代表チームとベストアマチュアチームが 1 回戦を行う (48 チーム、24 試合)
  - ② J1、J2 40 チーム (開催年の所属カテゴリー) は 2 回戦から出場する (64 チーム、32 試合)  
\*2016/10 理事会にて改正
  - ③ 2015、2016 年大会に導入した ACL シード枠は、廃止する

10 JFA サッカー施設整備助成金の交付決定の件

「JFA サッカー施設整備助成金 交付要項」に基づき、申請のあった以下の案件について、交付決定したい。

1. 福岡県 [申請概要]

- (1) 申請者：公益社団法人福岡県サッカー協会
  - (2) 計画地：福岡県福岡市東区香椎浜ふ頭 1-12-16
  - (3) 申請区分：[助成区分 3] 施設改修助成事業
  - (4) 施設名：福岡フットボールセンター
  - (5) 助成対象事業：人工芝グラウンド (改修)
  - (6) 助成金申請額：30,000 千円
  - (7) 工期：2017 年 2 月～2017 年 3 月中旬(予定)
- ※助成金の支払は 2017 年 4 月末を予定し、2017 年度予算に計上する。
- ※その他、詳細は別添資料のとおり。

2. 大分県 [申請概要]

- (1) 申請者：大分県宇佐市

- (2) 計画地：大分県宇佐市院内町原口 146-1  
 (3) 申請区分：[助成区分 2] 地区サッカー施設整備助成事業  
 (4) 施設名：平成の森公園多目的運動広場  
 (5) 助成対象事業：人工芝グラウンド（新設）  
 (6) 助成金申請額：30,000 千円  
 (7) 工期：2017 年 2 月～2018 年 3 月中旬(予定)  
 ※助成金の支払は 2018 年 5 月末を予定し、2018 年度予算に計上する。  
 ※その他、詳細は別添資料のとおり。

## 11 内部通報制度整備の件

**(協議) 資料No.6①②③④**

JFA の倫理に関する方針については、本年第 5 回理事会及び第 6 回理事会において、「倫理・コンプライアンス方針」及び「倫理規範」が承認され、各種の規程や組織整備を進めてきた。本方針に基づき、今般、JFA のコンプライアンス体制の強化のため内部通報制度の整備を行うこととする。具体的には、2017 年 1 月から以下の対応を行う。

- (1) 内部通報者規則の制定  
 公益通報者保護法に基づき、総合規程として内部通報者保護規則を制定する。
- (2) JFA ホイッスルブローイング（通報窓口）等運用規則の制定  
 新たに JFA、主に事務局のコンプライアンス体制の強化のため外部企業を採用し、役職員の内部通報機関を設置する。
- (3) 暴力等根絶相談窓口運用規則の制定  
 総合規程の設置に伴い、既存の暴力根絶相談窓口設置規程を廃し、新たに暴力等根絶相談窓口運用規則を制定する。

## 12 反社会的勢力との関係遮断に関する規則制定の件

**(協議) 資料No.7①②**

JFA の倫理に関する方針については、本年第 5 回理事会及び第 6 回理事会において「倫理・コンプライアンス方針」及び「倫理規範」が承認され、各種の規程や組織整備を進めてきた。本方針に基づき、添付のとおり「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定したい。

※これまで法令に基づき、法人の取引時の与信管理、仲介人等のインテグリティチェック等を実施してきたが、未整備規程の一つとして今般整理を行ったもの。